

財政等検討委員会の検討結果について

理事会からの付託を受け、令和元年度に続き本年度においても、3回の会議を開催し、本会が将来を見据えて、長期的に健全かつ安定した法人運営を続けていくための制度の在り方等について検討が行われ、3月の理事会で最終報告がされましたので、その概要をお知らせします。

なお、令和3年度の事業計画と予算については、当検討結果報告を踏まえて策定し、編成されました。

あわせて、今後実施が見込まれる「75歳以上の医療費自己負担額引き上げ」及び「定年の引き上げ」への対応についても、当報告をもとに、進められることとなります。

<開催状況>

第1回 10.5	<p>[報告]</p> <p>(1) 臨時的任用職員の加入状況について</p> <p>(2) 退職互助部制度に関するアンケート調査結果について</p> <p>(3) その後の国の動き等について (定年延長及び75歳以上の医療費負担割合の引き上げを巡って)</p> <p>[検討]</p> <p>(1) 臨時的任用職員の退職互助部加入に係る掛金の取扱いについて</p> <p>(2) 会計年度任用職員の退職互助部加入に係る掛金の取扱いについて</p> <p>(3) 一般事業の見直しについて</p> <p>(4) 退職互助部制度の見直しについて</p>
第2回 11.27	<p>[報告]</p> <p>・その後の国の動き等について (定年延長及び75歳以上の医療費負担割合の引き上げを巡って)</p> <p>[検討]</p> <p>(1) 臨時的任用職員及び会計年度任用職員の退職互助部一括掛金について</p> <p>(2) 退職互助部制度の見直しについて</p>
第3回 2.1	<p>[報告]</p> <p>・その後の国の動き等について (後期高齢者の自己負担割合の在り方)</p> <p>[検討]</p> <p>・財政等検討委員会検討結果報告書の作成について</p>

<検討結果>

○臨時的任用職員及び会計年度任用職員の退職互助部一括掛金の算定基準について

臨時的任用職員の退職互助部の加入については、一般会員となった方が55歳以上で退職し、掛金（給料月額に1000分の3を乗じた額の300月分）を一括納入した場合に特別会員になるとしたが、職種や年齢によって給料月額に大きく差が生じているため、公平性等の観点から、算定基準を見直すこととなり、1年後までに検討することとされていた会計年度任用職員の一括掛金の算定基準とともに、今年度の「財政等検討委員会」で、検討したところである。

職種や年齢によって給料月額は違っても、互助会のサービス内容に差は無いこと、一方で、給料月額に差が大きいことも無視できないことから、現本務者に適用している「応能負担」に「応益負担」の考え方も取り入れ、これらを折衷した形の算定基準を設ける。

(臨時的任用職員・会計年度任用職員共通)

等	給料月額 (退職時)	掛金額	
1	160,000 円未満	276,000 円 (331,200 円)	※ () の金額は、後記の定年延長実施後の制度変更により適用される掛金額
2	160,000 円以上 200,000 円未満	284,000 円 (340,800 円)	
3	200,000 円以上 240,000 円未満	292,000 円 (350,400 円)	
4	240,000 円以上 280,000 円未満	300,000 円 (360,000 円)	
5	280,000 円以上 320,000 円未満	308,000 円 (369,600 円)	※給料月額は、基本給+調整額+教職調整額
6	320,000 円以上 360,000 円未満	316,000 円 (379,200 円)	
7	360,000 円以上	324,000 円 (388,800 円)	

○ 超低金利の長期化等に伴う事業等の見直しについて

【一般事業】

国において、貸付金利率と連動する特例基準割合の見直しが行われたことに伴い、令和4年度以降は、貸付金利率を現行より0.5%引き下げることが必要となり、この影響により、年間約10,000千円の利息の減収が見込まれる。

また、新型コロナウイルス感染症の流行は、今後、会員の価値観やニーズに変化をもたらすことも考えられる。

こうしたことから、本検討委員会では新規事業の実施や現行事業の改廃は行わず、会員・家族療養費の見直しに止める。

[会員・家族療養費の見直し]

		現行	見直し後			現行	見直し後
会員	控除額	2,300円	2,000円	家族	控除額	3,300円	3,000円
	給付率	100%	80%		給付率	100%	80%

※実施日：令和3年10月診療分（令和4年1月給付分）から

【退職互助部事業】

「65歳への定年の引き上げ」と「75歳以上の医療費自己負担割合の引き上げ」を見据え、これらが会員のニーズを含め本事業にどのように影響するかも検証しながら、柔軟に対応できるよう準備を進める。加えて、財政健全化と会員間の公平性確保のため、加入配偶者の権利・義務についても見直す必要があり、6月に実施した現職会員への「アンケート調査結果」を踏まえ、検討を行った。

その結果、定年延長の実施を機に制度を改定することが必要と考えられることから、定年延長前の対象者を「旧制度」、実施後の対象者を「新制度」の加入者とし、次のように見直す。

[旧制度]

(1) 療養補助金

		現行	見直し後			現行	見直し後
本人	控除額	2,300円	2,000円	配偶者 遺族	控除額	3,300円	3,000円
	給付率	100%	80%		給付率	100%	80%

※実施日 令和3年10月診療分から

(2) 入院見舞金の新設

対象者	75歳以上の会員で、85歳に達するまで（配偶者は除く。）
給付内容	5日以上入院したとき、入院の初日から1日につき1,000円を給付（年度内14日を限度）

※実施日 75歳以上の医療費に2割負担が新設されるとき

[新制度]

(1) 加入資格

加入年齢	本人	55歳以上（旧制度は、45歳以上）	加入配偶者	規定なし
掛金	本人	給料月額×1000分の3×360月分（30年分） *旧制度は、300月分（25年分）		
	加入配偶者	本人と同額（一括払い）		

(2) 療養補助金

対象年齢	本人、配偶者ともに55歳以上85歳に達するまで
給付内容	本人、加入配偶者ともに2,000円を控除し、80%を乗じた額

(3) その他事業 本人と加入配偶者の事業内容を同じにする。

(4) 実施日 定年延長実施日